

新幹線プレス

2013年12月26日 No.142

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

こんな異常な職場管理は、「收容所」であり安全とは無縁だ！

こんなことで1分間の賃金カット？口頭注意？

過日、東京仕業検査車両所において、詰所で待機していた組合員に対して管理者が突然現れるや私物バックの中身を「見せろ」と迫ってきました。組合員は「見せる必要がない」として待機室のロッカーに収納しようとしたのですが、管理者は追いかけてきて、さらに「見せろ」と迫ってきました。そのため組合員は、更衣室のロッカーにしまおうと考え、詰所にいた外勤主任と同僚の社員に「4階のロッカー室に行く」とちゃんと伝えて4Fのロッカー室に行きました。

ところが、それから3ヶ月も経ってから会社は、そのことが「職場離脱」だとして口頭注意と1分間の賃金カットを通告してきました。

「管理者の言うことすべて業務指示だ」と居直る会社に強く抗議！

地本は苦情処理会議で、管理者が業務指示も現認もしていないにも拘わらず「職場離脱」と決め付けることはおかしいと強く抗議しました。ところが会社は、管理者が「行ってはいけない」と言ったことが業務指示であるというのです。さらに、「しなさい。してはいけない。行ってはいけない。戻りなさい」という発言もすべて業務指示だと居直りました。

みなさん！手待ち時間に忘れ物を取りに行くことは日常的にあることです。そのとき、ちゃんと回りの仲間に伝えて行っていると思います。しかも、ただ「止まりなさい」といった言葉が業務指示だと言えますか。職場離脱だとか、業務指示だという言葉は一言も言っていないのです。さらに職場離脱だとする『1分間』の根拠は、庁舎のエレベーター前に設置してある、会社曰く「防犯カメラ」で確認したというものなのです。まさに、「防犯カメラ」とはこの間私たちが主張している社員管理のための「監視カメラ」なのだということを自己暴露したといえます。

車両所のルールは異常そのものである！

その後車両所では「執務の厳正」という掲示が出され、「執務場所を離れる場合は、必要な許可を得ること」、さらに「執務室に、業務に必要な無い私物を持ち込まないこと」などと書かれています。執務室に入るのに身体検査をして「入室を許可する」という『收容所か？』と思わせる異常な職場になりかねません。

このような社員管理を変えない限り息つく暇もなく人間としての存在さえ奪われかねません。闘わない限り、私たちはロボットにされてしまいます。

今こそ声を挙げよう！